# 運輸安全委員会設置法施行規則 （平成十三年国土交通省令第百二十四号）

#### 第一条（法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態）

運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

###### 一

機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百六十六条の四各号に掲げる事態（同条第七号、第十号及び第十一号に掲げる事態にあっては、航行中の航空機について発生したものに限る。）

###### 二

次に掲げる事態（イ又はロに掲げる事態にあっては、航行中以外の航空機について発生したものに限る。）であって、特に異例と認められるもの

#### 第二条（法第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故）

法第二条第三項の国土交通省令で定める重大な事故は、次に掲げる事故とする。

###### 一

鉄道事故等報告規則（昭和六十二年運輸省令第八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事故（同項第二号に掲げる事故にあっては、作業中の除雪車に係るものを除く。）

###### 二

規則第三条第一項第四号から第六号までに掲げる事故であって、次に掲げるもの

###### 三

規則第三条第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事故であって、特に異例と認められるもの

###### 四

専用鉄道において発生した規則第三条第一項第一号から第七号までに掲げる事故に準ずるものであって、特に異例と認められるもの

###### 五

軌道において発生した第一号から第三号までに掲げる事故に準ずるものとして運輸安全委員会が告示で定めるもの

#### 第三条（法第二条第四項第二号の国土交通省令で定める事態）

法第二条第四項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

###### 一

規則第四条第一項第一号に掲げる事態であって、同号に規定する区間に他の列車又は車両が存在したもの

###### 二

規則第四条第一項第二号に掲げる事態であって、同号に規定する進路に列車が進入したもの

###### 三

規則第四条第一項第三号に掲げる事態であって、同号に規定する進路の区間を防護する信号機の防護区域に他の列車又は車両が進入したもの

###### 四

規則第四条第一項第七号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

###### 五

規則第四条第一項第八号に掲げる事態であって、列車の衝突、脱線又は火災が発生する危険性が特に著しい故障、損傷、破壊等が生じたもの

###### 六

規則第四条第一項第一号から第十号までに掲げる事態であって、特に異例と認められるもの

###### 七

軌道において発生した前各号に掲げる事態に準ずるものとして運輸安全委員会が告示で定めるもの

#### 第四条（法第二条第六項第二号の国土交通省令で定める事態）

法第二条第六項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

###### 一

次に掲げる事由により、船舶が運航不能となった事態

###### 二

船舶が乗り揚げたもののその船体に損傷を生じなかった事態

###### 三

前二号に掲げるもののほか、船舶の安全又は運航が阻害された事態

# 附　則

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

#### 第二条（海難審判庁事務章程等の廃止）

次に掲げる省令は、廃止する。

###### 一

海難審判庁事務章程（昭和二十三年運輸省令第九号）

###### 二

海難審判庁の裁決書の謄本等交付手数料に関する規則（昭和二十三年／総理庁令／運輸省令／第九号）

###### 三

海事補佐人登録規則（昭和二十三年／総理庁令／運輸省令／第十二号）

# 附　則（平成二六年三月二八日国土交通省令第三五号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同令第一条に規定する事故に関する報告について適用する。

# 附　則（令和二年一月一七日国土交通省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前に第一条の規定による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の規定により修理改造検査申請書を提出した者に係る修理改造検査については、当該修理改造検査に限り、なお従前の例による。

#### 第三条

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第十四号様式による予備品証明書（次項において「旧予備品証明書」という。）は、第一条の規定による改正後の航空法施行規則（次条第一項において「新規則」という。）第十四号様式による予備品証明書（次項において「新予備品証明書」という。）とみなす。

##### ２

旧予備品証明書を有する者は、当該旧予備品証明書と引換えに、新予備品証明書の交付を受けることができる。

#### 第四条

この省令の施行の際現に交付されている旧規則第十七号の二様式による設計基準適合証（次項において「旧設計基準適合証」という。）は、新規則第十七号の二様式による設計基準適合証（次項において「新設計基準適合証」という。）とみなす。

##### ２

旧設計基準適合証を有する者は、当該旧設計基準適合証と引換えに、新設計基準適合証の交付を受けることができる。

# 附　則（令和二年一一月四日国土交通省令第八八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和二年十一月五日から施行する。

###### 一

附属書第二の改正規定及び附属書第三の改正規定

###### 二

第百九十一条の二第一項の改正規定

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により飛行記録装置、操縦室用音声記録装置又はデータリンク通信の内容を記録することができる装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、なお従前の例による。

##### ２

前項に規定するものを除くほか、新規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機及び回転翼航空機であり、かつ、この省令の施行の際現に登録されているものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

#### 第三条（運輸安全委員会設置法施行規則の一部改正）

運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。